

87号事件

第1 審査会の結論

本件異議申立については、実施機関の判断は妥当である。

第2 異議申立の要旨

桑名市都市計画事業桑名駅前土地区画整理審議会の議事録（以下、単に議事録という）の署名記載欄の署名と印影の開示を求める。

第3 実施機関の説明の要旨

議事録の議事録署名委員の署名及び印影は、「個人に関する情報」に当たることから非開示とした。

第4 審査会の判断

審査会が判断すべき争点は、議事録署名者の署名及び印影が、「個人に関する情報」に該当するか否かである。

- 1 平成14年9月29日の第1回会議録から平成27年11月18日の第23回議事録は、議事録署名者の署名・印影を除いてすべて開示されている。
議事録には、議事録署名者が指名されているので、誰が議事録署名者であるかは開示された議事録から明らかである。
- 2 議事録の署名は、署名者が自署し、押印をしている。肉筆による署名であるため、開示されると筆跡を第三者に偽造されるおそれがあること、印影も同様に偽造、模造される可能性があることからすると、個人のプライバシーが侵害されるおそれがあり、「個人に関する情報」に該当する。
したがって、実施機関の判断は妥当である。
- 3 なお、異議申立人は、議事録署名者に指定されながら、3つの議事録に署名していない者がいることから、議事録に署名しないことの不当性や議事録の効力に疑問を呈しているが、本審査会は、公文書の開示、非開示の妥当性を審査する機関であり、議事録に署名しないことの不当性やその効力の有無について審査することはできない。

4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 3月15日	・不服申立諮問書受理
3月29日	・実施機関に対し公文書部分開示決定理由説明書の提出及び意見陳述の希望の有無の確認
4月11日	・実施機関から公文書開示決定理由説明書及び審査会会議出席届出書を受理
4月12日	・異議申立人に対し意見書の提出及び意見陳述の希望の有無の確認
4月27日	・異議申立人から意見書及び意見陳述の希望を受理
5月10日	・書面審理 ・実施機関の補足説明の聴取 ・審議 (第1回審査)
6月27日	・書面審理 ・異議申立人の口頭意見陳述 ・審議 (第2回審査)
7月26日	・答申

桑名市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	石 坂 俊 雄	弁護士
会長職務代理者	藤 枝 律 子	大学准教授
委 員	福 井 悦 子	弁護士
委 員	田 口 勤	弁護士
委 員	富 田 仁	大学教授